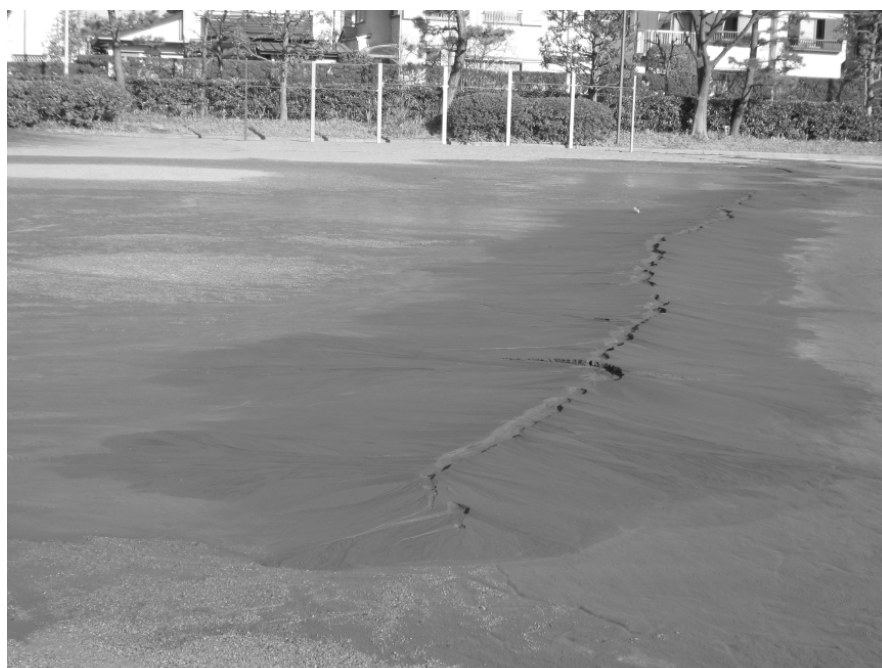


# 美浜北小学校 避難所運営マニュアル



平成30年6月改訂

美浜北小学校  
美浜北小学校保護者（子供会）  
美浜第15自治会  
美浜東エスレート自治会  
美浜北認定こども園

# 目次

## 第1章 総則

### 第1条 目的

### 第2条 構成および前提条件

1. 構成
2. 前提条件

### 第3条 構成メンバーおよび組織

1. 構成メンバー
2. 避難所運営のための組織・団体

### 第4条 災害対応概略フロー

## 第2章 初動体制

### 第1条 地震時対応

1. 災害対策検討会議の開催
2. 連絡網、集合場所等

### 第2条 高潮時等の対応

1. 学校の対応
2. 各自治会の対応

### 第3条 その他災害時対応

### 第4条 連絡網

1. 連絡先一覧、順位
2. 連絡手段、順位

## 第3章 避難所運営

### 第1条 前提条件

1. 避難者の受入れ
2. 避難所の概要

### 第2条 避難所運営組織詳細

1. 避難所運営本部
2. 受付誘導班
3. 給水支援班
4. 食料配布管理班
5. 仮設トイレ設置管理班
6. 情報伝達班
7. 衛生・清掃班
8. 子どもケア班
9. 医療救命班
10. エネルギー管理班
11. 資材調達管理班
12. 施設管理班
13. 苦情相談班
14. 防犯対策班
15. 人材管理班

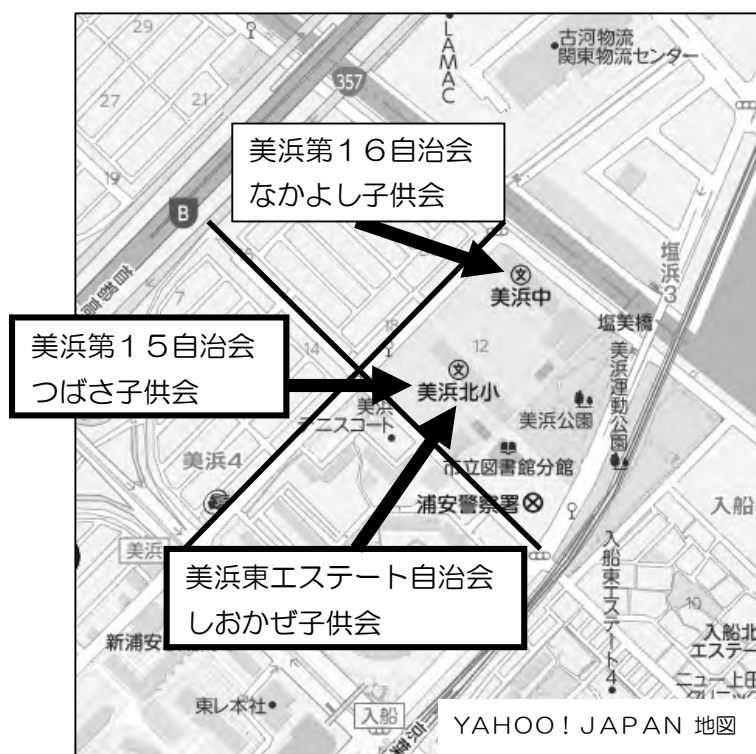
### 第3条 避難者収容場所および関連施設位置図等

参考：添付資料

## 避難者の基本行動

避難所（美浜北小学校）での生活は、自宅の倒壊、破損等により生活が困難な市民を原則とし、出来るだけ自宅で生活するものとする。地震が発生した場合の避難は、住民の自主的な避難とするが、避難勧告・指示等が出た場合にはこれに従う。また、避難をする場合は、以下のことに努めることとする。

- ①避難する時は、3日以上の食料や飲物、毛布なども持参する。
- ②家を離れる時には、電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉める。
- ③避難所の入口は、体育館入口とし、そこで住所、氏名等を登録する。
- ④避難所では、避難所本部役員に協力するとともに、積極的に救助委員として申し出る。
- ⑤履いてきた靴は、入口で脱ぎ、そのまま手に持って施設内に入る。  
(※避難袋にサンダルやスリッパなどを事前に用意しておく。)
- ⑥学校に通学している児童がいる避難者は、児童を引き取った後、避難所に移動する。
- ⑦引き取り児童がいない場合は、そのまま避難所に移動する。
- ⑧避難場所では、場合により、机・イスを指定された廊下に搬出して使用場所を確保する。
- ⑨原則として、学校のトイレ、水道は使用しない。仮設トイレの設置、給水準備が済むまで待つ。
- ⑩ペットは避難所室内に連れて入らない。ペットはケージに入れて昇降口西側にとどめ置き、給餌等自己管理を行う。
- ⑪避難所運営のため、**1階音楽室に運営本部を開設する**が、避難所生活が長期化する場合は、避難者自らの手で避難所を運営する「避難所自治組織」を立ち上げ、避難所生活のきまり等をつくる。



# 第1章 総則

## 第1条 目的

このマニュアルは、避難所として指定されている美浜北小学校が避難所としての役割を求められる様な災害が発生した場合に、美浜北小学校区にある近隣 2 自治会と学校および2子供会（以下「構成員」と言う）、直行職員が連携し避難所運営・住民対応・行政対応などを行うことを目的とする。

## 第2条 構成および前提条件

### 1. 構成

このマニュアルは、以下①、②の場合に構成員がどのように対応するかという視点にて構成されている。

- ① 発災直後に初動を起こす場合（第2章に記載）
  - (1) 地震時の対応
  - (2) 高潮等水害発生時の対応
  - (3) その他の災害への対応
- ② 初動体制の後、避難所が開設される事態になった場合（第3章に記載）
  - (1) 短期的な避難所開設の場合  
平成23年3月11日規模の浦安市の災害のイメージで、主に避難所が飲料水、食料、トイレ、情報の供給基地になることを想定。
  - (2) 長期的な避難所開設の場合  
上記1)を超える規模の災害が発生し、ある期間避難所で住民が生活することになった場合を想定。

### 2. 前提条件

- ① 想定災害規模
  - 周辺の住宅やマンションおよび美浜北小学校、美浜中学校は倒壊せず、原則として利用上の危険がないことを前提とする。
  - 避難所が倒壊するなど想定以上の災害があった場合は行政との打ち合わせに基づき対応方針を決める。
- ② 想定する災害発生の時間帯
  - 美浜北小学校内に、学校職員他関係者（以下「学校職員等」という）が在籍している時間帯および夜間又は休日等の学校職員等が在籍していない時間帯の双方を前提とする。
  - なお、避難所に学校職員等が在籍しない場合に災害が発生した時は、浦安市の直行職員（第1章第3条2.③(1)に定義する）が可及的速やかに駆けつけ、鍵を開けることを前提としている。

③ 想定避難者

- 美浜北小学校区住民
- 通行者
- 帰宅困難者

\*美浜北小学校区域外の地域住民が多数避難する事態が発生した場合は、避難所運営の主体が当構成員とはならないと思われることから、行政との打ち合わせに基づき対応方針を決定する。

\*美浜第 16 自治会は、原則として美浜中学校が避難場所となる。

### 第3条 構成メンバーおよび組織

#### 1. 構成メンバー

本マニュアルの実施に当っては以下の団体がその構成メンバーとなる。

- (1) 美浜北小学校
- (2) 美浜北小学校区子供会
- (3) 美浜第 15 自治会
- (4) 美浜東エスレート自治会

\*美浜第 16 自治会は原則美浜中学校へ避難する。

\*美浜北認定こども園園児在園時に起きた場合は、美浜北認定こども園及び美浜北認定こども園PTA

#### 2. 避難所運営のための組織・団体

##### ① 避難所運営本部

- |                 |                       |      |
|-----------------|-----------------------|------|
| (1) 本部長         | 自治会側から選出              | 1 名  |
|                 | ＜平成30年度 美浜東エスレート自治会長＞ |      |
| (2) 副本部長 校長（教頭） | 学校側から選出               | 1 名  |
| (3) 本部長代理       | 自治会側から選出              | 1 名  |
|                 | ＜平成30年度 美浜第15自治会長＞    |      |
| (4) 運営委員        | 自治会・子供会・学校側から選出       | 必要人数 |

\*本部長は、美浜東エスレート自治会と美浜第 15 自治会が隔年で務める。

\*運営委員は、避難所運営に必要な各班（詳細は第三章にて記載）のリーダーとなる者を言い、その人数に関しては災害の程度により運営本部で決定する。

##### ② サポートスタッフ

- (1) 美浜第 15 自治会及び美浜東エスレート自治会住民
- (2) しおかぜ子供会及びつばさ子供会（美浜北認定こども園PTA）
- (3) 災害派遣ボランティア
- (4) 避難住民からのボランティア

\*サポートスタッフとは、避難所運営に必要な各班に於いて運営委員の指示のもとに各班の業務を現場で遂行する者を言う。

### ③ 派遣行政等スタッフ

運営委員、サポートスタッフに帰属せず行政（浦安市）側のスタッフとして避難所運営本部と行政とのパイプ役として機能する。

- (1) 直行職員2名(市内在住の市職員:美浜中学校と美浜北小学校2校で2名)
- (2) 美浜北小対応職員3名(市内在住の学校職員)

\*直行職員とは、震度5強以上の地震が発生した場合に当該小学校・中学校（避難所）に昼夜・休日を問わず参集し、初期対応活動を行う市職員のことをいう。

\*本校対応職員とは、避難所開設に伴い夜間・休日に参集する学校職員のことをいう。児童在校時は、児童対応を優先する。

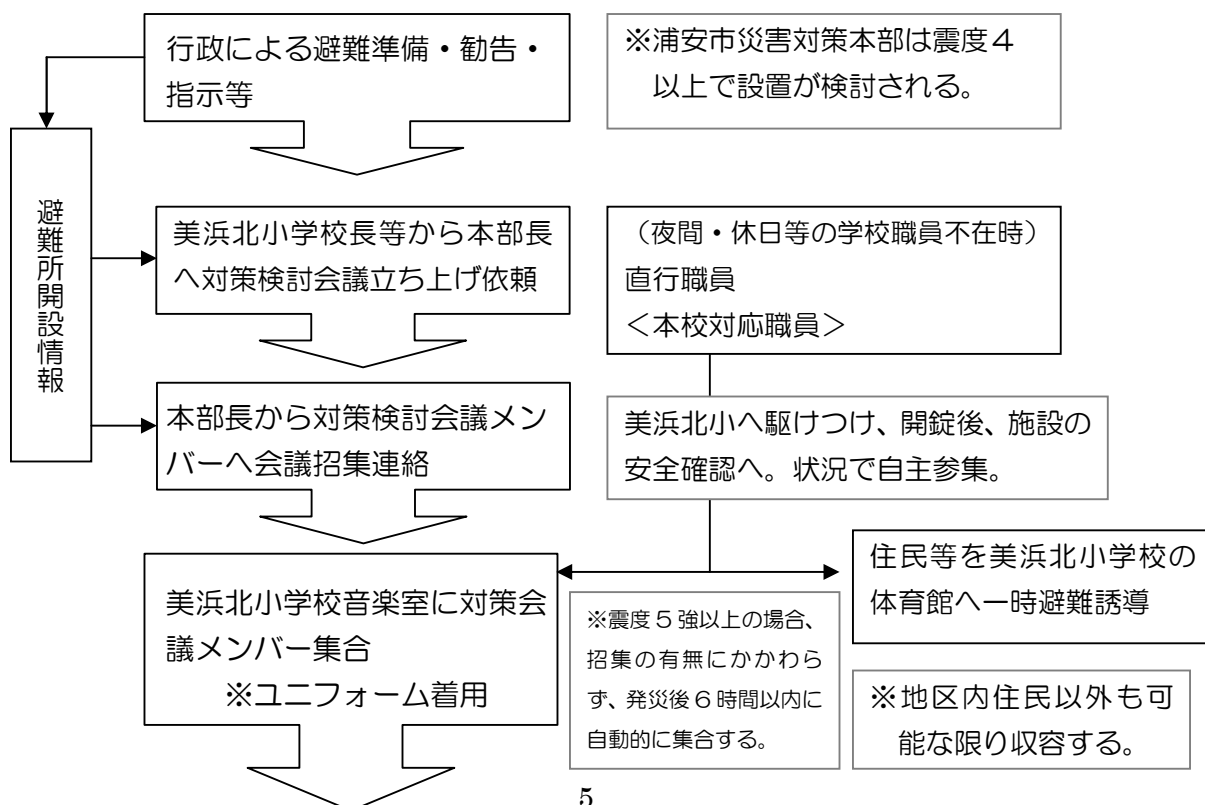
### 3. 定例会議

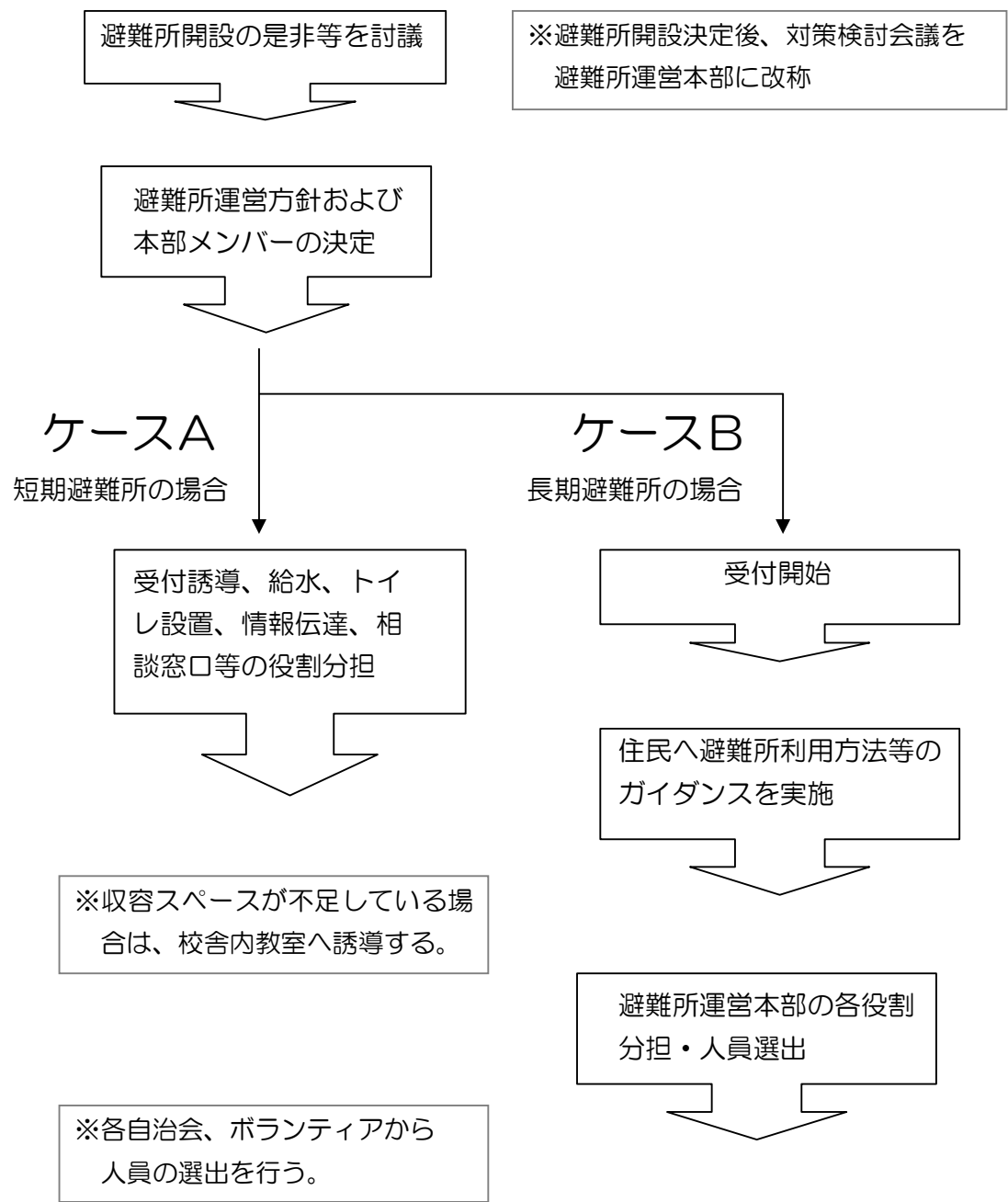
本マニュアル記載内容の加筆・修正、各種関連情報の関係当事者間での周知徹底および担当の引継ぎを目的として本構成メンバーにて以下記載のとおり定例会議を開催する。

- ①時期 毎年6月、11月、第2土曜日（連絡調整を行う）10:00～
  - ②場所 美浜北小学校会議室
- \*状況に応じて時期、場所は柔軟に変更する。  
\*必要に応じて臨時会議を開催する。

### 第4条 災害対応概略フロー

以下のフローでは、大規模地震発生時において、浦安市から避難所開設準備情報が発令されることを前提としているが、当該情報が発令されない場合においても、別途、美浜北小学校長もしくは避難所運営本部長の判断により運営本部員を招集することができるものとする。





\*校舎内の児童の私物に注意する。  
 \*ユニフォームは構成員と判別できるもの。

## 第2章 初動体制

### 第1条 地震時対応

#### 1. 災害対策検討会議の開催

- ① 美浜北小学校長（校長が不在の場合は教頭、もしくは代替する学校職員等がこれに代わるものとする。以下本条において単に「美浜北小学校長」と言う。）は、浦安市から避難準備情報が発信された場合、または浦安市にて災害対策本部が立上げられた旨の情報が発信された場合、その旨を本部長（不在の場合は本部長代理）に連絡し、災害対策検討会議を招集し、これを開催することができる。
- ② 美浜北小学校長又は本部長は、浦安市からの避難準備情報その他これに類する連絡が無くても、美浜北小学校周辺の情勢に鑑み、運営本部構成員の招集が必要と判断される場合は、相互に連絡をとり、又は本部長代理もしくは美浜北小学校区のいずれかの自治会長と連絡を取り、災害対策検討会議を招請し、これを開催することができるものとする。
- ③ 前2号の定めにかかわらず、震度5強以上の地震が発生した場合には、本部長（自治会代表者）、副本部長は、概ね6時間以内に集合し、災害対策検討会議を開催する。  
\*震度5強以上の震災が発生した場合、夜間及び休日であっても、浦安市からあらかじめ指名された直行職員が速やかに美浜北小学校に集結することとなっている。防災倉庫の鍵は緊急時に駆けつけることがあらかじめ決められている市直行職員が所持している。体育館の開錠は、直行職員も行うことができる。

#### 2. 連絡網、集合場所等

- ① 美浜北小学校長から災害対策検討会議立上げ要請を受けた本部長（本部長代理）、副本部長は、予め定められた運営委員（自治会・子供会・学校職員）等関係者に連絡する。  
\*連絡網、連絡手段の詳細は第2章第4条の記載内容参照。
- ② 前項の災害対策検討会議を開催する場合、本部長、副本部長は、美浜北小学校音楽室に集合する。  
\*美浜北小学校音楽室の場所については添付資料参照
- ③ 災害対策検討会議に入るメンバーは、他の住民等と識別するために予め指定されたユニフォーム（または、それに代わる避難者と区別できる物）を装着して集合（または、集合してから着用）するものとする。



## 第2条 高潮時等の対応

1. 高潮等の水害対応警報が発令された場合は、美浜北小学校 2 階以上の教室や廊下、または屋上に避難することとする。児童在校時に高潮等の水害警報が発令された場合は、児童及び美浜北認定こども園園児は屋上または3階に避難し、その後、状況によっては、3 階で児童及び美浜北認定こども園児を保護者に引き渡す。
2. 高潮警報等が発令され、美浜北小学校の屋上（海拔 13m）より高い場所に避難することが不可欠な状況が発生した場合は、第一次避難場所として美浜東エステートに避難することとする。ただし、当該条項記載内容については、当該内容が美浜東エステート管理組合で承諾されることを条件とする。また、美浜北小学校に避難した後、美浜東エステートへの移動については慎重に行うものとする。

## 第3条 その他災害時対応

1. 地震・高潮以外の災害が発生し美浜北小学校区の地域としての災害対策が必要と判断される場合には状況に応じ美浜北小学校長は本部長及び本部長代理と連絡をとり（連絡が取れない場合は自主判断にて）、災害対策検討会議を開催することができるものとする。
2. 対応の手順は第 2 章第 1 条に倣う。

## 第4条 連絡網

1. 連絡先一覧・順位  
連絡先は本マニュアル「別紙 1 連絡網、災害時連絡先等」に記載されている。  
また連絡先に変更があり次第（例：自治会メンバーの変更）、従前メンバーは本マニュアルの構成メンバーに変更の連絡を必ず行う。  
※取扱厳秘で構成メンバーに配付
2. 連絡手段・順位  
各構成員同士は以下の手段で連絡を取り合うこととする。
  - ① 防災無線（小学校：職員室、音楽室や体育館等へ持ち運び可能）
  - ② 自宅電話および携帯電話
  - ③ PC メールおよび携帯メール
  - ④ 各自治会内での災害掲示板（伝言ベース）

## 第3章 避難所運営

### 第1条 前提条件

#### 1. 避難者の受入れ

- ① 災害発生直後の緊急避難時は、人道に配慮し、避難者は全員受け入れる。
- ② 災害発生後安定状態になった時は行政と連携し当校区避難所で受け入れるべき避難者の範囲を明確にして対応する。
  - ※美浜北小学校：美浜東エスレート、美浜第 15 自治会
  - ※美浜中学校：美浜第 16 自治会、帰宅困難者
- ③ 本章記載内容は災害発生直後のことを想定したものではなく、発生後一定時間が経過し避難所を開設運営する状態になった場合のことを想定している。
- ④ 避難所を使用する避難者は3日間以上の飲料水・食料は自助努力で準備しておくことを前提とする（各自治会で住民と自治会備蓄をあわせて3日間以上の飲料水・食料を確保するよう普段から備える必要がある）。

#### 2. 避難所の概要

- ① ケース A：短期避難所の場合（東日本大震災時に於ける浦安市の被災規模）
  - ・避難所の目的  
寝泊りの為の避難所として運営される期間は数日で、避難所としての主たる目的は情報収集、トイレ利用等の基地として利用される。
  - ・避難所で必要とされる役割  
受付誘導・給水支援・仮設トイレ管理・情報伝達・相談窓口等。
- ② ケース B：長期避難所の場合（上記①のケース A を超える被災規模）
  - ・避難所の目的  
避難者が生活の場として比較的長期間使用することに加え、避難所で生活しない地区住民もケース A の目的で利用する避難所を想定。
  - ・避難所で必要とされる役割（ケース A からの追加※）  
食料配給・エネルギー管理・資材調達管理・医療救命・衛生清掃・学校子ども・施設管理・防犯対策その他  
※災害の規模に応じて、適宜班を設置し運営に当る。
- ③ 避難所の縮小
  - ・市本部の指示により、段階的に避難所利用スペースを縮小する。避難者の減少に応じて運営体制も縮小する。避難者は、美浜北小学校避難所の清掃を行い、避難所利用スペースを学校施設管理者に引き渡す。
- ④ 避難所の閉鎖
  - ・市本部の指示により、学校教育の再開を目的に避難所の統合や閉鎖を行う。避難所運営は、避難者の生活再建支援と、授業の早期再開に向けた原状回復を重視して運営する。

## 第2条 避難所運営組織詳細

### 1. 避難所運営本部

- ① 避難者に対する本部からの伝達事項、指示事項の決定機関（運営会議で決定）。
- ② 本部長、副本部長、本部長代理、教頭、子供会代表、運営委員、行政派遣スタッフから構成される避難所運営会議を原則毎日開催する。
- ③ 避難所運営に必要な班の指導管理を行う。
- ④ その他避難所運営全般に関する業務の統括。

### 2. 受付誘導班

- ① 避難者受付の設置（原則として美浜北小学校体育館入口）
  - ② 各自治会受付デスク、登録記録用紙、掲示板など準備
  - ③ 要支援者名簿、登録、人数確認
  - ④ 避難場所の掲示、ルート指示案内
  - ⑤ 避難場所への誘導
- ※要援護者への配慮→福祉関係のボランティア要請し、専用スペースを設ける。  
（2F 相談室：医療救命班）  
美浜公民館：福祉避難所

### 3. 給水支援班

- ① 公助による給水作業の支援（行政との調整）
- ② 給水時間、給水量、ローテーションなどの情報を把握し避難者への伝達
- ③ 受給水体制の管理、支援スタッフの管理
- ④ 美浜北小学校受水槽からの給水および管理

### 4. 食料配布管理班

- ① 公助による食料配布の支援と秩序維持および配布ルール管理（行政との調整）
- ② 備蓄食料の管理

### 5. 仮設トイレ設置管理班

- ① 公助による仮設トイレの配置支援、設置個数の把握（行政との調整）
- ② 防災備蓄の仮設トイレの設営・管理

### 6. 情報伝達班

- ① 行政からの防災無線の管理運用
- ② 指示事項の連絡体制維持・緊急連絡網の管理
- ③ 外部（行政）からの情報受信と確認
- ④ 外部連絡先の保持管理
- ⑤ スタッフ連絡コードの管理
- ⑥ プライバシーの保護（対報道機関）

### 7. 衛生・清掃班（各自治会輪番制）

- ① トイレなどの衛生管理・清掃
- ② 避難所施設の衛生・清掃支援
- ③ ごみ処理対応

#### 8. 子どもケア班（子供会中心）

- ① 児童生徒の安全確認
- ② 児童生徒のケア、保護
- ③ 保護者、学校との連携活動
- ④ ボランティア活動への参加
- ⑤ 乳幼児の対応 スタッフ体制の確立

#### 9. 医療救命班

- ① 各自治会に在住するプロ人材との連携
- ② 外部支援組織との連絡調整（行政主導による1次、2次、3次医療施設等）
- ③ 救急連絡手段の手配方法の確認
- ④ 弱者ケア体制の確保
- ⑤ 医療資材管理（女性用備品対応にも留意）
- ⑥ 行政との連絡調整

#### 10. エネルギー管理班

- ① 冬季暖房設備の確保・停電対応手配
- ② 燃料調達手配
- ③ 行政との連絡調整

#### 11. 資材調達管理班

- ① 不足資材、必要資材の確認と調達
- ② 資材管理

#### 12. 施設管理班

- ① 施設の安全確認
- ② 応急修理、修復
- ③ 余震対応準備
- ④ 避難場所の割り当て、収容人数の確認
- ⑤ ケースA、ケースBに対応した収容スペースの確定
- ⑥ 要支援者・女性のための収容場所の設置
- ⑦ 防火対策（火の用心）

#### 13. 苦情相談班

- ① 避難者からの苦情、相談対応

#### 14. 防犯対策班

- ① 避難所施設内使用ルールの策定と管理
- ② 防犯活動

#### 15. 人材管理班

- ① 各自治会在住のプロフェッショナル人材の把握と適正活用
- ② 以下のボランティア人材の把握と適正活用
  - 行政を通じて派遣されるボランティア
  - 各自治会住民や美浜中生徒によるボランティア

### 第3条 避難者収容場所および関連施設位置図

美浜北小学校施設内での以下想定設置場所は添付資料の通り。

- 収容場所
- 要支援者
- 女性のための収容場所
- 仮設トイレ
- 避難所運営本部および会議室
- 防災備蓄倉庫
- 給水所
- 医療・医務室
- ペット（犬、猫）収容場所

#### 参考 添付資料

- 別紙 1 各種連絡先、防災備蓄倉庫内の備蓄品
- 別紙 2 各種図面（校内利用場所）
- 別紙 3 避難世帯調査票

## 各種連絡先

### 1. 防災関係施設連絡先

- 浦安市役所 047-351-1111
- 浦安市消防本部 047-352-3550
- 浦安警察署 047-350-0110
- 千葉県水道局葛南営業所 047-357-1195
- 東京電力(株) 市川浦安営業所 0120-995-5556
- 京葉ガス(株) 保安指令センター 047-325-1590
- 浦安市社会福祉協議会 047-355-5271

### 2. 医療施設連絡先

- 第1次医療施設（軽度の患者を対象とする）
  - ① 美浜北小学校： 047-351-6444
  - ② 救急診療所（市健康センター内） 047-381-9999
- 第2次医療施設（主に重症患者を対象とする）
  - ① 順天堂大学医学部附属病院 047-353-3111（金）
  - ② 浦安中央病院 047-352-3115（月、火、土、日）
  - ③ 浦安病院 047-353-8411（水、木、土、日）
  - ④ 行徳総合病院 047-395-1151（土、日）
- 第3次医療施設（慢性疾患などを対象とする）
  - ① 順天堂大学医学部附属病院 047-353-3111
  - ② 県広域医療施設（災害発生時に別途千葉県が指定する。順天堂大学医学部附属病院で患者を収容しきれない等の事態が発生した場合に、同病院から次の搬送先である千葉県指定の病院の紹介を受ける。）

### 3. 災害伝言ダイヤル

(NTT 東日本)

- 伝言の録音方法
    - ① 『171』にダイヤル
    - ② 『1』を入力
    - ③ 被災地の方の電話番号を入力（※）
    - ④ メッセージを録音（※）
    - ⑤ 自動で終了
  - 伝言の再生方法
    - ① 『171』にダイヤル
    - ② 『2』を入力
    - ③ 被災地の方の電話番号を入力（※）
    - ④ メッセージが再生される（※）
    - ⑤ 自動で終了
- （※）ガイダンスが流れるので、これに従ってください。

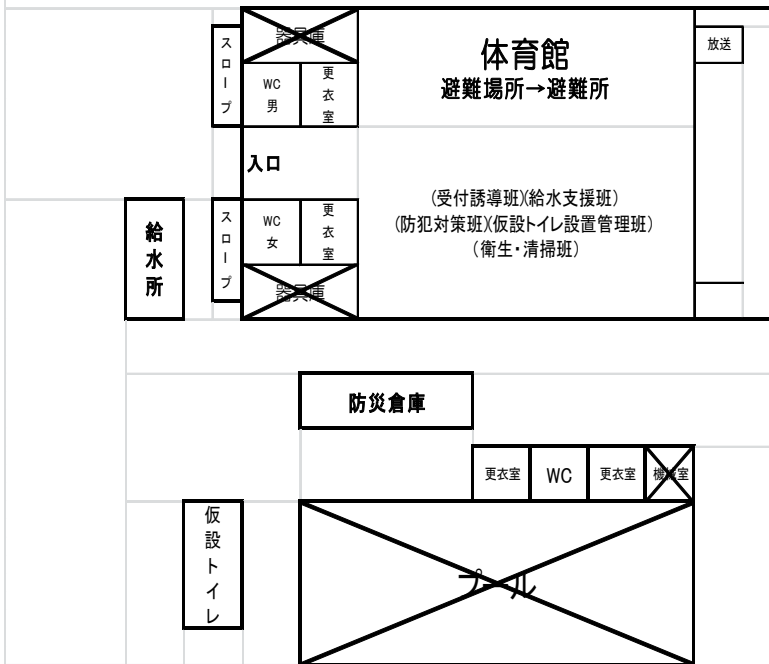
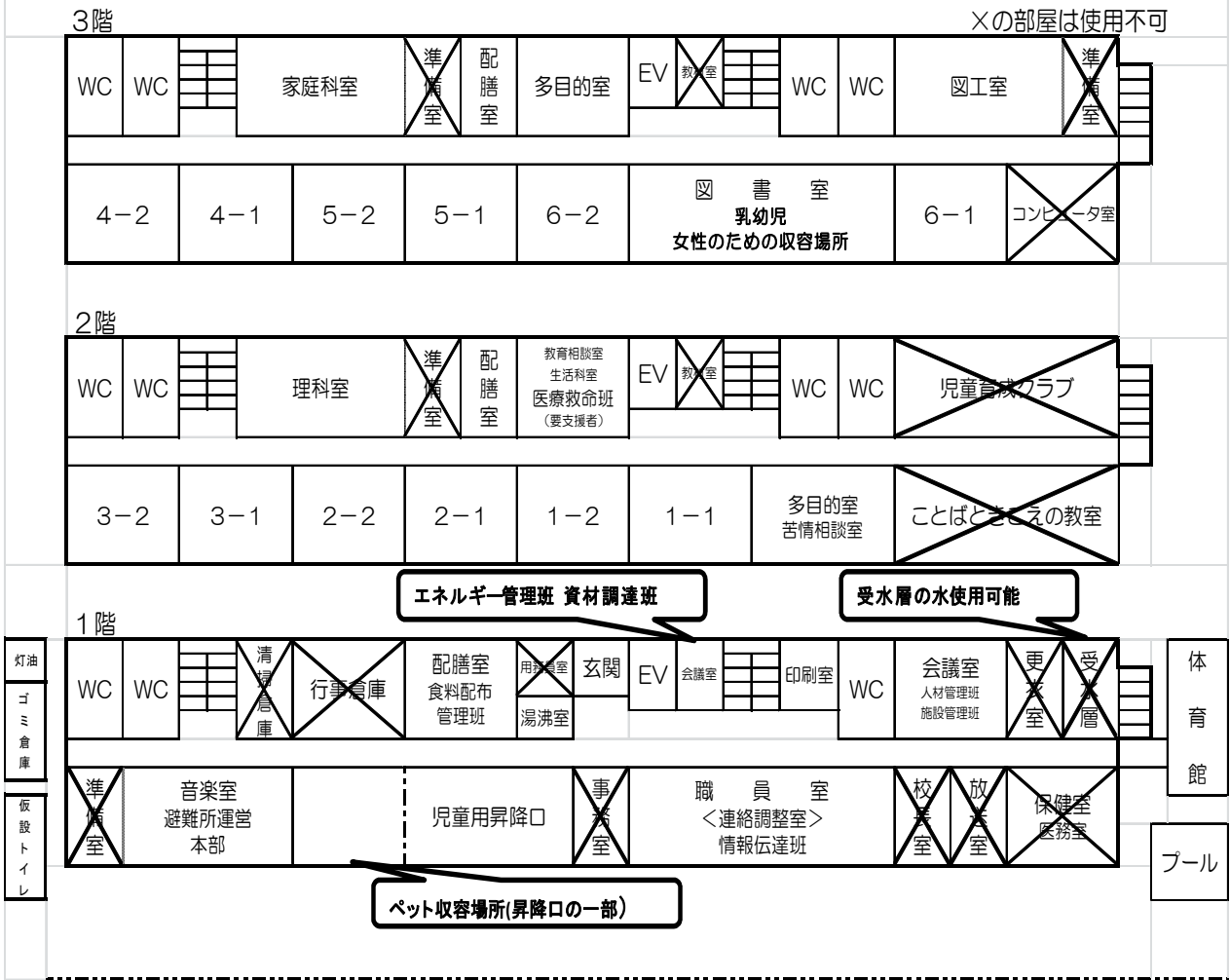
(各種携帯電話)

[iMenu (NTTDocomo) ]、[EZ メニュー (au) ]、[Yahoo!keitai (ソフトバンク) ]  
に掲載されている災害用伝言板を利用する。なお、以下の URL にアクセスすること  
により PC から確認可能。

- NTTDocomo <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>
- au <http://dengon.ezweb.ne.jp/>
- ソフトバンク <http://dengon.softbank.ne.jp/>

美浜北小学校防災倉庫 収納品

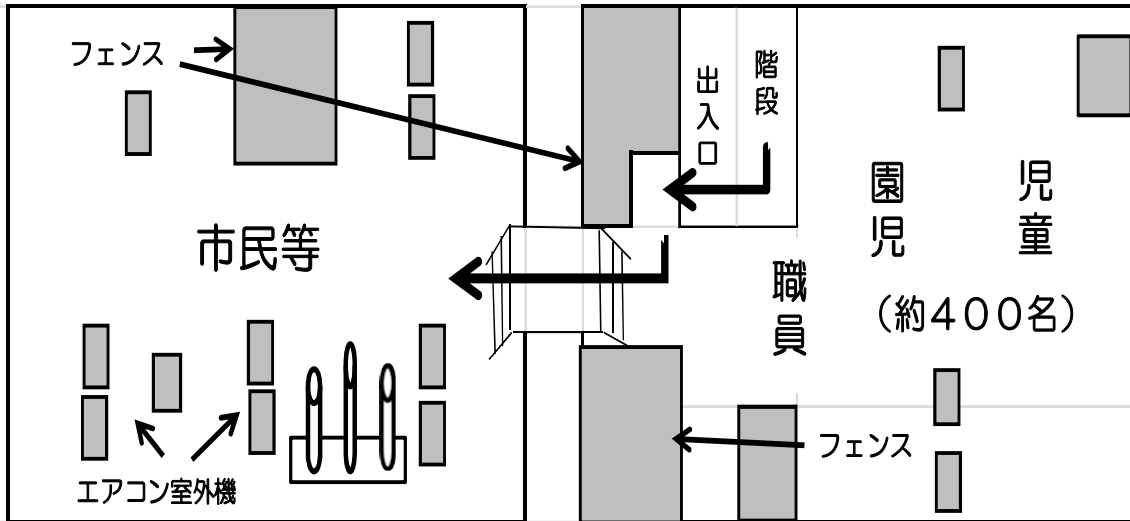
倉庫に収納されていた物品 (ドアの張り紙に記載されていた物品)			
品 名	数 量	品 名	数 量
サバイバルフーズ (シチュー)	3,000	生理用品 (43枚×30入)	1
かまどセット (5升用)	5	ハンドマイク	5
木炭 (6kg)	20	インパックメガホン	2
炭の缶詰	60	発電機 (1500W)	1
水槽	1	投光機 (本体)	2
簡易食器 (紙コップ)	2,000	投光機 (三脚)	2
簡易食器 (紙ボール)	1,200	コードリール	2
簡易食器 (スプーン)	2,000	投光機 (コードリール)	2
炊飯袋	2,000	強カライト	10
担架	5	テント (2間×4間)	2
救急箱	2	ベンリテント	2
毛布	150	防水シート	75
マット	150	リヤカー (アルミ)	1
サバイバルブランケット	80	寝袋	3
災害非常用トイレベンクイック (洋式)	6	事務用品	1
災害非常用トイレベンクイック (車椅子対応)	2	マッチ	1
		ポリタンク (20ℓ)	50





児童が学校にいる時間帯に発令された場合

【屋上 避難時】



三旗掲揚支柱

【校舎 避難時】

3階

3階 児童・こども園児避難場所

×の部屋は使用不可



2階

2階 地域住民・帰宅困難者等避難場所



避難世帯調査票（避難世帯・帰宅困難者）

		避難所名			浦安市立美浜北小学校			
①	世帯代表者 氏名				住 所			
②	入所年月日	年 月 日			電 話		自宅 携帯	
	家 族	(ふりがな) 氏 名	性 別	年 齢	続 柄	勤務先名 (就学先名)	病気・アレルギー等、留意 点をご記入ください。	援 護
								要 否
								要 否
								要 否
								要 否
								要 否
								要 否
避難所居住の要否				要 ・ 否				
食料・物資の供給希望				有 ( 食料 物資 ) ・ 無				
緊急連絡先 (親族など)				住所  氏名  電話				
③	防災機関以外からの問い合わせがあった場合、住所・氏名を公表してもよいですか。					よい ・ よくない		
④	退出年月日	年 月 日			(備考)			
	(転出先) 住所 氏名 電話	自宅 ・ その他						

※記載された内容については、防災関係機関で必要な場合に限り使用することを承諾します。

記入者 \_\_\_\_\_